

平成26年度から変更する 福祉課の主な事業について

1 貸付制度の一部が次のとおり変更されます。

(1) 抵当権の設定が廃止されます。

住宅貸付及び災害貸付等を受ける際に、400万円を超える貸付額を希望する場合に行っていた抵当権の設定が廃止されます。

また、平成25年度以前に行った貸付についても、抵当権の設定は要しないものとなります。

(2) 貸付利率に上乗せしていた一部負担金(0.06%)が廃止されます。

400万円未満の貸付を受ける際に、抵当権設定者との公平性を図るために導入された一部負担金が廃止(既貸付者を含む)されます。

なお、既貸付者の貸付金個別償還明細表については、4月中旬頃送付します。(修学貸付については、償還開始されている貸付者のみ)

(3) 借用証書が変更となります。

一部負担金の廃止に伴い、4月以降の貸付分から借用証書が変更となります。

なお、借用証書については、本組合ホームページ(<http://www.saitama-ctv-kyosai.net>)からダウンロードできます。

2 インフルエンザ予防接種助成の対象範囲が広がります。

インフルエンザ予防接種助成の対象者が、組合員(任意継続組合員を除く)及びその被扶養者となります。

なお、助成金額及び請求手続き等については、次のとおりとなります。

(1) 助成金額

1人1,000円とし、1年度内1回を限度に助成します。

ただし、インフルエンザ予防接種費用が1,000円未満の場合は助成対象外とします。

(2) 請求手続き

接種年月日・接種者氏名・自己負担額・予防接種の種類が明記された医療機関発行の領収書(原本)または当該医療機関の証明を受け、インフルエンザ予防接種助成金請求書に必要事項を記入のうえ、組合員を通じて各所属所の共済事務担当課に提出してください。(領収書の原本が添付できない場合は、当該領収書の写しに所属所長の証明を受けたものを添付)

また、助成金額については、組合員の全員口座に送金します。

(3) インフルエンザ予防接種助成金請求書

本組合ホームページ(<http://www.saitama-ctv-kyosai.net>)からダウンロードできます。